

# JCJ8月集会 「軍拡の動きに、私たちはどう対抗するか―戦後80年を前に」

## 登壇者資料別冊

### ■ 登壇者プロフィール

#### ●川崎 哲(かわさき. あきら)さん

ピースボート共同代表。2017年にノーベル平和賞を受賞した「核兵器廃絶国際キャンペーン(ICAN)」の国際運営委員兼会長(2012～14年同共同代表、14年から国際運営委員、21年から会長兼任)。核兵器廃絶日本NGO連絡会の共同代表として、NGO間の連携および政府との対話促進に尽力してきた。ピースボートでは、地球大学プログラムや「ヒバクシャ地球一周 証言の航海」をコーディネート。2009～2010年、日豪両政府主導の「核不拡散・核軍縮に関する国際委員会(ICNND)」でNGOアドバイザーをつとめた。立教大学兼任講師。日本平和学会理事。著書に『核兵器 禁止から廃絶へ』(岩波ブックレット、2021)、『僕の仕事は、世界を平和にすること。』(旬報社、2023)、『核兵器はなくせる』(岩波ジュニア新書、2018)など。2021年、第33回谷本清平和賞受賞。1968年生まれ、東京大学法学部卒業。

#### ●大森 淳郎(おおもり. じゅんろう)さん

1957年埼玉県生まれ。1982年NHK入局。ディレクターとして主にETV特集を手掛ける。2016年に放送現場を退き、NHK放送文化研究所に研究員として勤務。22年退職。著書に『BC級戦犯 獄窓からの声』(日本放送出版協会、2009年)、『ホットスポット ネットワークでつくる放射能汚染地図』(講談社、2012年)、『ラジオと戦争 放送人たちの報告』(NHK出版、2023年)、全て共著。

#### ●久道瑛未(ひさみち. えみ)さん

2018年、東北大学法学部卒業、20年に一橋大学法科大学院修了、22年、弁護士登録(74期)。一般市民法務・企業法務に幅広く取り組む。中でもインターネット上の名誉毀損対応、発信者情報開示請求の対応が多い。学生・修習生時代から公益活動に広く関心をもち、ビジネスと人権・憲法問題・公共訴訟・環境問題などをテーマにシンポジウムやイベントの企画運営を行ってきた。弁護士登録後も継続して弁護士会委員会活動・特定非営利法人CALL4の活動等プロボノ活動にも積極的に取り組んでいる。

JCJ 8月集会

## 戦争の対抗軸として 平和構想を

2024年8月17日

川崎哲

# 戦争ではなく 平和の準備を

—“抑止力”で戦争は防げない—

2022年12月15日  
平和構想提言会議

## 1. いま何が起きているのか

- 1-1. 政府が勝手に憲法を上書きしようとしている
- 1-2. 戦争の「抑止」ではなく、むしろリスクを高めている
- 1-3. 東アジアで戦争が起きればどうなるか
- 1-4. 際限なき「同盟強化」は世界大戦につながる

## 2. 「国家安全保障戦略」改定の どこが問題なのか

- 2-1. 敵基地攻撃能力／反撃能力
- 2-2. 防衛費倍増
- 2-3. 武器輸出の全面解禁
- 2-4. 核兵器への依存の強化
- 2-5. 日米一体で進む臨戦態勢
- 2-6. 軍事が経済・社会・学術を支配する

## 3. 考え方をどう転換すべきなのか

5

3-1. 軍事力中心主義と「抑止力神話」からの脱却

3-2. 日本国憲法の基本原則に立ち返れ

3-3. 「日米同盟」一辺倒から脱し、アジア外交と多国間主義の強化を

## 安保3文書の「実行」①

7

●トマホークの大量購入

●全国各地での弾薬庫の整備

●石垣島におけるミサイル攻撃基地建設

●陸海空を一元的に指揮する「統合司令部」を設置するための自衛隊法改定



国会審議  
(2023.1-3)で  
明らかになったこと

●敵基地攻撃について、すべて「個別具体的に判断」として、何ら歯止めがかけられていない。

●長射程ミサイルについて政府は、相手の武器の射程圏外から自衛隊員の安全を確保して発射する「スタンド・オフ・ミサイル」だと説明しながら、明らかに中国のミサイルの射程圏内にある南西諸島への配備を否定していない。

●台湾有事において日本が集団的自衛権を行使して「参戦」した場合に、日本が受ける被害やその際の国民保護について、現実的な議論がなされていない。

●台湾有事において米軍が在日米軍基地から出動することについての「事前協議」のあり方が曖昧であること。

●嘉手納弾薬庫にみられるように、米軍基地の自衛隊の共同使用が拡大されており、新たな基地負担をもたらしている。

6

## 安保3文書の「実行」②

8

●防衛装備移転三原則の運用指針改定による、殺傷武器を含む武器輸出の拡大



## 安保3文書の「実行」③

9

- 軍拡増税の実施時期の確定
- 民間用港湾・空港の軍事利用を可能とする制度の導入
- 日米防衛協力の指針(ガイドライン)の改定
- 日米韓3カ国での「拡大抑止」協議体の設置



## 東アジアにおける戦争を回避し 平和外交に転じるために

10

- 朝鮮戦争休戦70年(2023年7月)を機にした朝鮮半島の平和・非核化交渉
- 中国と「互いに脅威にならない」ことを再確認する首脳間外交
- 東アジア版INF条約のような核・ミサイルを管理する軍縮条約への取り組み
- 対中国、対朝鮮半島における自治体外交と民間対話プロジェクトの活性化

## 武力紛争予防のためのグローバル・パートナーシップ(GPPAC)

11

### ウランバートル・プロセス



## 国連憲章

12

### 第1章 目的及び原則

**第2条4** すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。

### 第6章 紛争の平和的解決

**第7章 平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動**

## 日本国憲法 第二章 戦争の放棄

**第九条** 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

**第二項** 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

## 軍事主義・国家主義の台頭の中で 15

### ●「専制主義対民主主義」

- ・法の支配＞紛争の平和的解決、核兵器廃絶
- ・平和に生きる権利は、基本的人権である

### ●「抑止力・対処力の強化が必要」

- ・軍備増強＞軍拡競争＞戦争のリスク高める
- ・対処力＝戦争。抑止が破綻してからでは遅い

### ●「国連や国際法は無力だ」

- ・第1次・第2次大戦の教訓を無にするな
- ・規範の強化が次の戦争を予防する

## 日本国憲法前文

…政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し…

日本国民は…平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

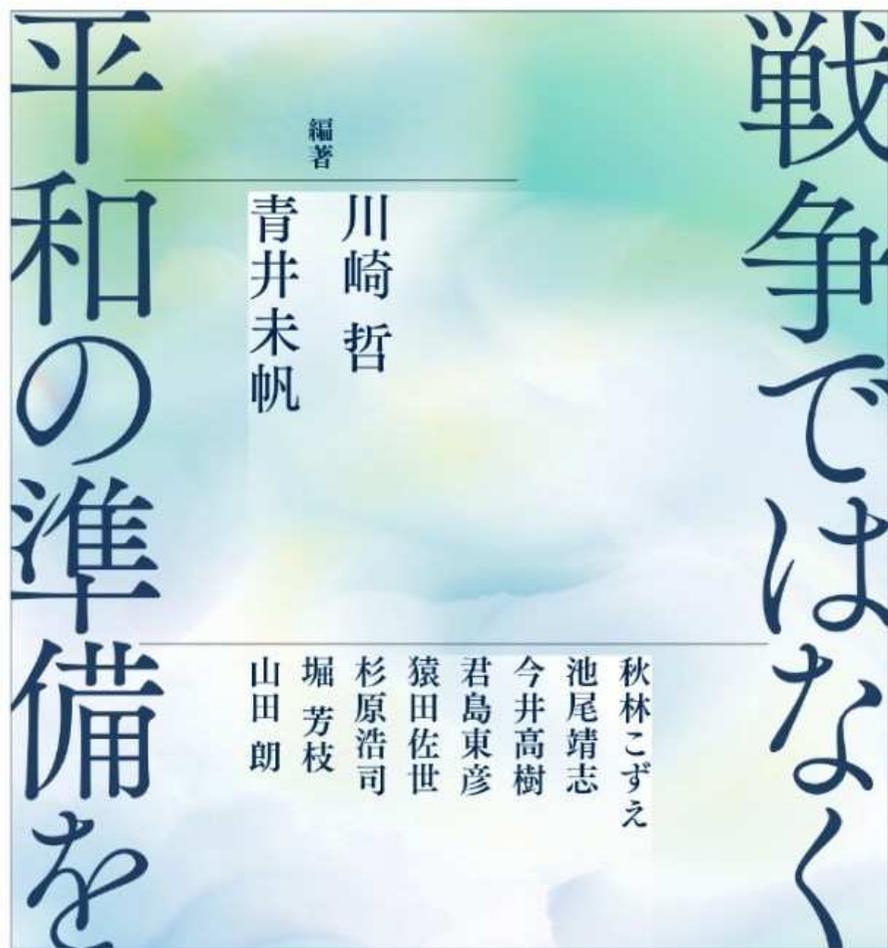
【本日販売】  
戦争ではなく  
平和の準備を

【明日8/18まで！】 16  
JAMMIN  
チャリティーウィーク



こちらから→





# 戦争の時代を拒み、 平和を選ぶために

軍拡がさらなる軍拡を呼び込む

“安全保障のジレンマ”から脱却するための論集。

 地平社

## 戦争ではなく平和の準備を

著・編者：川崎 哲／青井未帆

2024年7月29日発売

### 加速する戦争準備に抗うための論集。

軍事費の大幅な増加や、さらなる米軍との一体化など、政府は急速に「抑止力の強化」＝軍拡を進めている。「安全保障環境の変化」がその口実だが、軍拡がさらなる軍拡をもたらし、「安全保障環境」を自ら悪化させてはいないか。戦争への準備そのものが、戦争のリスクを増やしているのではないか。そして、だからこそ、私たちは憲法によって、政府が戦争に備えることを禁じたのではなかったか。戦争ではなく平和を構想していくために、気鋭の研究者や専門家が論点を掘り下げる。

### もくじ

はじめに——〈侵食〉に抗する粘り強い思考を(青井未帆)

第1章 いま、なぜ市民の平和構想が必要なのか(川崎 哲)

第2章 進む戦争準備と沖縄(池尾靖志)

第3章 「対米従属」の現在(猿田佐世)

第4章 変容する日本の国際援助(今井高樹)

第5章 軍事費増大の構造と歴史(山田 朗)

第6章 ジェンダーの視点から軍拡を考える(秋林こずえ)

第7章 「死の商人国家」への墮落をどう食い止めるか(杉原浩司)

第8章 平和学は平和の実践とどうつながるのか(堀 芳枝)

第9章 平和のアジェンダを再設定する(君島東彦)

第10章 【提言】戦争ではなく平和の準備を

【声明】「戦争の時代」を拒み、平和の選択を

おわりに 平和への議論の共有を(平和構想研究会)

### 著・編者について

川崎 哲(かわさき・あきら)

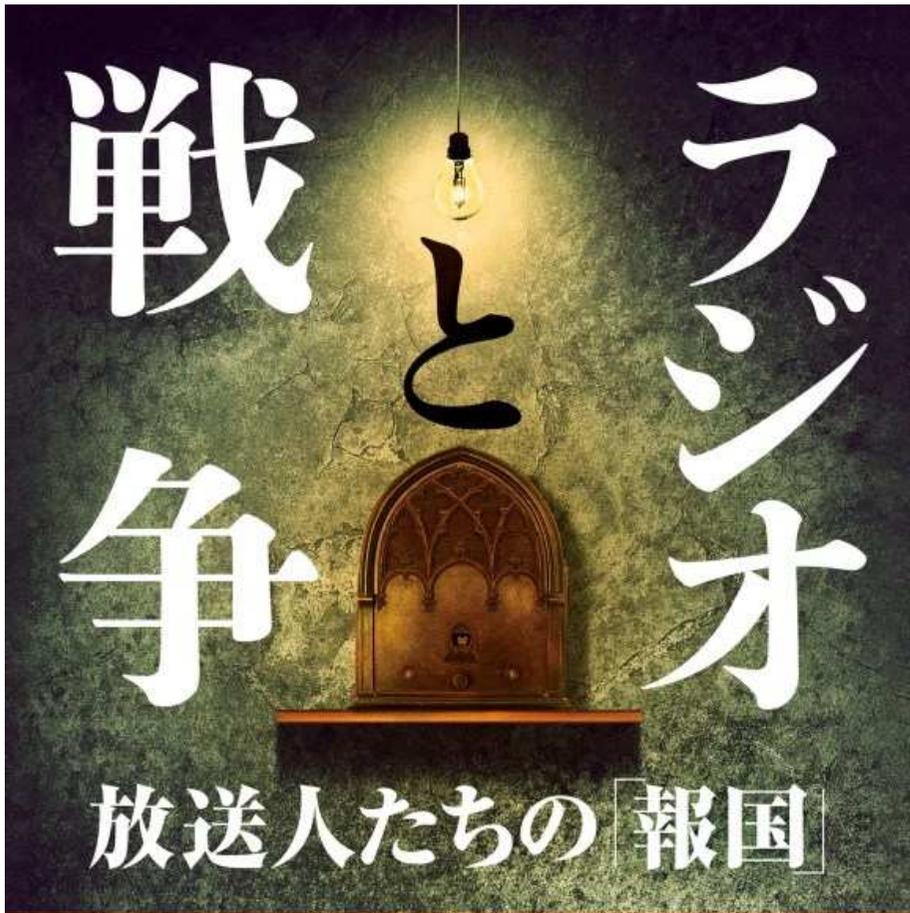
ピースボート共同代表。核兵器廃絶国際キャンペーン(ICAN)国際運営委員。平和構想提言会議共同座長。著書に『核兵器 禁止から廃絶へ』(岩波ブックレット)など多数。平和構想研究会代表。

青井未帆(あおい・みほ)

学習院大学大学院法務研究科教授。専攻は憲法学。平和構想提言会議共同座長。著書に『憲法を守るのは誰か』(幻冬舎新書)、『憲法と政治』(岩波新書)など多数。

『戦争とラジオ』関連年表 作成：大森淳郎

	日 本	放 送
1925	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通選挙法</li> <li>・治安維持法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社団法人東京放送局、同名古屋放送局、同大阪放送局、開局</li> <li>・講演放送の多様性（東京）</li> </ul>
1926		<ul style="list-style-type: none"> <li>・社団法人日本放送協会に統合</li> <li>・東京放送局解散大会での宣言</li> </ul>
1928	<ul style="list-style-type: none"> <li>・治安維持法改正（死刑も）</li> </ul>	
1929	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山本宣治、刺殺される</li> </ul>	
1930	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浜口雄幸狙撃事件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「放送局編集ニュース」の開始</li> <li>・「ヤンキー放送網の方針」（大阪報道部）</li> <li>・「婦人と世界平和」（大阪・西本三十二）</li> </ul>
1931	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満州事変</li> </ul>	
1932	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満州国建国宣言</li> <li>・五・一五事件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・逓信省による「全国ラジオ調査」</li> <li>・「放送プログラム編成者の悩み」（奥屋熊郎）</li> </ul>
1933	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際連盟脱退</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関東軍から日本放送協会に感謝状</li> </ul>
1934	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワシントン軍縮条約破棄</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本放送協会の組織改革</li> <li>・「放送編成会」設置</li> </ul>
1935		<ul style="list-style-type: none"> <li>・講演放送に自由主義者を出演させる（池島重信）</li> </ul>
1936	<ul style="list-style-type: none"> <li>*二・二六事件</li> </ul>	
1937	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日中戦争勃発</li> <li>・国民精神総動員実施要項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・『中学生・女学生の時間』（大阪・西本三十二）</li> </ul>
1938	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国家総動員法</li> </ul>	
1939	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第二次世界大戦起こる</li> </ul>	
1940	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大政翼賛会創立</li> </ul>	
1941	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太平洋戦争勃発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「淡々調」から「雄叫び調」へ</li> </ul>
1942	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ミッドウエー海戦</li> </ul>	
1943	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アッツ島守備隊全滅</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「報道」から「報導へ」</li> <li>・奥屋熊郎、日本放送協会を去る</li> </ul>
1944	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サイパン島陥落</li> </ul>	
1945	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敗戦</li> </ul>	



NHK放送文化研究所  
大森淳郎  
第46回 講談社 本田靖春  
ノンフィクション賞  
W受賞!  
第77回 毎日出版文化賞  
【人文・社会部門】  
戦時下の「放送人」に迫る、渾身の長編ノンフィクション!

ラジオと戦争 放送人たちの「報国」  
[著] 大森 淳郎 [著] NHK放送文化研究所  
発売日 2023年06月26日

## 紹介

1925年に登場し、瞬く間に時代の寵児となったラジオ。そのラジオ放送に携わった人々は、ラジオの成長と軌を一にするかのように拡大した「戦争」をどう捉え、どう報じたのか、あるいは報じなかったのか。また、どう自らを鼓舞し、あるいは納得させてきたのか。そして敗戦後はどう変わり、あるいは変わらなかったのか――。

上記をテーマに、NHK放送文化研究所の月刊誌「放送研究と調査」は、2017年8月号～21年12月号で、5年にわたり「戦争とラジオ」を掲載した。その連載を単行本化したものが本書である。筆者の大森淳郎はNHKのドキュメンタリー番組のディレクターとして、戦争中のラジオについても長年取材を続けたのち、2016年～22年12月まで同研究所の特任研究員を務めた。

本書では、記者・ディレクター・アナウンサー…といった「放送人」たちが遺した証言と記録、NHKにある稀少な音源・資料などを渉猟し、丁寧にたどり、検証しながら、自省と内省の視点を欠くことなく多面的に「戦争とラジオ」の関係を追う。

ひいては、非常時において、メディアに携わる者がどのように思考・模索し、振る舞うべきなのかも照射したノンフィクション。

## 目次

序

第1章：国策的効果をさらにあげよ ー検証・戦時下ラジオニュース

第2章：前線と銃後を結べ ー戦時録音放送を聴く

第3章：踏みにじられた声 ー戦時ラジオ放送への道

第4章：日本放送協会教養部・インテリたちの蹉跌 ー講演放送・学校放送は何を伝えたのか

第5章：慰安と指導 ー放送人・奥屋熊郎の闘い

第6章：国策の「宣伝者」として ーアナウンサーたちの戦争

第7章：敗戦への道 ー「負け戦」はどう伝えられたのか

第8章：敗戦とラジオ ー何が変わらなかったのか

あとがき

1

2024.8.17 JCJ 8月集会

## 軍拡の動きに私たちは どう対抗するか

日本が進める戦争準備の現状と  
抵抗手段としての憲法

久道瑛未

2

## 戦争準備 のための 法律・制度

2022年

- 安保三文書(敵基地攻撃能力保有)閣議決定

2023年

- 国立大学法人法改正

2024年

- 防衛装備移転三原則改訂(次期戦闘機輸出)
- 特定利用空港の指定
- 防衛省設置法(統合作戦司令部創設)→米軍統合司令部
- 重要経済安保法成立
- 地方自治法改正
- 議員任期延長を可能とするための憲法改正審査会

3

## 安保三文書(敵基地攻撃能力保有)閣議決定

2022年12月16日 閣議決定

- 相手国の領域内にあるミサイル発射手段等を攻撃するため「敵基地攻撃能力」の保有
- 防衛費のGDP比2%以上
- 攻撃対象を「敵基地」以外に拡大することになりかねない「反撃能力」の保有
- 他国からの武力攻撃を排除するための必要最小限度に限られる個別的自衛権の範囲をこえ、「戦力」にも当たる。
- 集団的自衛権の行使を認めた安保法制化において、地理的制約なく、自衛隊が他国に対して武力行使できることに。

憲法9条に違反  
個別的自衛権  
の範囲をこえ  
「戦力」にあたる

## 国立大学法人法改正

2023年12月13日成立

憲法23条 学問の自由  
←大学・学問への介入

- 「特定国立大学」に指定された大学に予算や経営計画の決定権を持つ「運営方針会議」の設置を義務付け
- 運営方針会議の委員任命には文部科学大臣の承認が必要
- 運営方針会議の人事を通じて政府や経済界の意向による大学支配が可能に
- 日本学術会議の任命拒否問題とも通じる学問・大学自治への介入。「日本学術会議の法人化に向けて」大臣決定。
- 国際卓越大学の設置—「稼げる大学」 どうやって「稼ぐ」?

## 防衛装備移転三原則改訂(次期戦闘機輸出)

5

2024年3月26日 閣議決定

- 日英伊の共同開発による次期主力戦闘機の他国への輸出を可能にする

2023年12月22日

- イギリス、イタリアとの共同開発に基づき、運用指針をさらに緩和し、第三国(15か国)への輸出を認める閣議決定
- 殺傷兵器の輸出拡大 平和国家としての「国是」を否定
- 「日本が作った兵器で人が死んでもいいのか?」という問いの不在
- 安保法制以来、国民・憲法からの安全保障政策の切り離しが進む

日本国憲法の基本原理

平和主義の否定

## 重要経済安保法

6

2024年5月10日 成立

- 重要なインフラや物資のサプライチェーン(重要経済基盤)に関する情報で漏洩により安全保障上支障がある情報を「重要経済安保情報」に指定
- 内閣総理大臣の適性評価(セキュリティクリアランス)を経た者のみが情報を取り扱える
- 重要経済安保情報を漏えいした者と不正に取得した第三者を、最高5年の拘禁刑に処す秘密指定の恣意性が排除されず、適切な第三者機関による監視がない
- 何が「秘密」かわからず、後付けで罰則対象になる可能性
- 民間人への身辺調査によるプライバシーの侵害
- 政府が秘匿する情報を国民が知ることができなくなる
- 先端的な学問や研究の分野に秘密指定→学問の自由の侵害

憲法31条 罪刑法定主義

憲法13条 幸福追求権

憲法21条 知る権利・報道の自由

憲法23条 学問の自由

## 地方自治法改正

7

2024年6月19日 成立

- 国と地方公共団体の「対等協力」の関係が「上下主従」に変容
- 大臣による指示権発動の要件が曖昧で、過剰な裁量
- 災害・コロナを理由としているが?  
→災害対策法・感染予防法ですでに包括的な指示権あり
- 主眼は「有事」では?
- 有事の際に自治体や公務員に国が指示することも可能に

憲法92条 地方自治の本旨

住民自治・団体自治

## 特定利用空港の指定

8

2024年4月

- 有事に備え全国16の空港や港を「特定利用空港・港湾」に指定
- 自衛隊と海上保安庁の航空機や艦船などが訓練などで円滑に使えるように整備・拡充
- 軍事拠点とみなされ、攻撃目標となるリスク
- 部隊の展開に必要な足場を増やし、防衛力強化の中で重視する「継戦能力」を高める  
→日本全土「捨て石」「防波堤」化では?

## 議員任期延長を可能とするための憲法改正

9

憲法審査会において議論

憲法前文・1条

国民主権

憲法45条・46条

議員任期を4年

- 緊急事態宣言時に議員任期を延長
- 選挙を先延ばしにするための内閣による濫用のおそれ
- 第二次世界大戦中に衆議院議員の任期が延長され、戦争遂行に利用された歴史
- 参議院緊急集会・公職選挙法の改正で対応可能なはず
- 真の目的は9条改正への入口・有事の際の権力維持では？

## 戦争準備が整いつつある日本で…

10

- やはり最後の砦としての平和憲法・憲法9条  
『自由の下支えとしての憲法9条』（樋口陽一先生）  
→立憲主義国家として、まず憲法から始めよ  
→立憲主義国家における憲法の役割、基本的人権の意義を知る
- 台湾有事への平和憲法に基づく対抗言論  
→平和国家だからこそ果たせる役割を探る：対中・対米外交のあり方

## 「若い世代」の意識

11

- 戦争の記憶は薄れていく
- 安保法制下で育つ子どもたちの意識はどうなるか
- SNS社会における世論一本と新聞を読まない世代？
- 新たな社会課題解決に向けた動き方

例 FIFTYS PROJECT、NO YOUTH NO JAPAN、CALL4

- 個人主義と両立する組織・ネットワーク化
- 平和運動に関わる若者が常に居続けていることの希望

## CALL4 「社会問題の解決を目指す訴訟（公共訴訟）」 に特化したウェブプラットフォーム

12

要件を満たす島民の請求を市長が拒否！「石垣島住民投票」の権利を問う裁判

※公正な手続 ※政治参加 ※表現の自由 ※市民権

現在の支援総額  
344,555円

68%

目標金額 500,000円 | サポーター 52人

③ 支援する

SHARE

石垣島では2018年に市条例に基づく市民発議での住民投票請求がなされました。しかし、請求要件を満たしたにもかかわらず住民投票は実施されませんでした。この問題には、住民投票のテーマが自衛隊配備という安全保障に関わる国策事業であることが背景にあります。市民生活と自然を守ろうと足元を見つめて立ち上がった運動が、安全保障の議論を巻き込んだ地方自治と民主主義を守る戦いに発展しています。

琉球列島軍事要塞化問題に取り組む  
市民と法律家ネットワーク

13



発行：石垣市住民投票を求める会

要請行動同行者

大井琢(弁護士)  
\*琉球列島軍事要塞化問題にとりくむ市民と法律家ネットワーク  
飯島滋朗(名古屋学院大教授、塚本和也・村瀬はるか(馬毛島基地反対住民訴訟弁護団)、久道瑞未(弁護士)、緒方蘭(弁護士) (ほか調整中)

2024年9月6日(金)

8:00~ 最高裁判所西門付近集合、ピラ配布  
9:00~ 要請行動(30分間) ※オンライン署名提出  
10:00~ 東京集会@衆議院第1議員会館第6会議室

若者の政治参加・社会的アクションの例

14

FIFTYS PROJECT

**FIFTYS PROJECTとは**

政治分野のジェンダー平等の解消を目指して、ジェンダー平等実現を目指して地方議会議員に立候補する20代・30代の女性(トランス女性を含む)やノンバイナリー、Xジェンダー等の方を増やし、横に繋ぎ、一緒に支援するムーブメントです。

**FIFTYS PROJECTが呼びかけたいこと**

- 立候補する
- 候補者・議員を応援する
- 情報を広げる

NO YOUTH NO JAPAN

noyouth\_nojapan フォロワー10,521人 フォロー96人

**NO YOUTH NO JAPAN**  
「NO YOUTH NO JAPAN」は、LGBTQ+の若者が政治に参加し、社会をより良く変えるための活動です。若者一人ひとりが、政治に参加し、社会をより良く変えるための活動です。

8月15日は 参議院の日  
2024年度は 過去最大の防衛費  
加害歴史の取扱いが 変化している